

《 事務所ニュース 2019年10月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

監督指導による賃金不払残業の 是正企業数が減少～厚生労働省調査

厚生労働省から、平成30年度に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果が公表されました。

◆平成30年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

- (1) 是正企業数…1,768 企業うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、228 企業
- (2) 対象労働者数…11 万 8,837 人
- (3) 支払われた割増賃金合計額…125 億 6,381 万円
- (4) 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 711 万円、労働者 1 人当たり 11 万円

いずれも前年度に比べ減少しています。また、監督指導の対象となった企業では、賃金不払残業の解消のために様々な取組みが行われています。その一つとして、ある金融業の取組事例が以下のとおり紹介されています。

◆賃金不払残業の状況

○割増賃金が月 10 時間までしか支払われないとの労働者からの情報を基に、労基署が立入調査を実施。

○会社は、自己申告（労働者による労働時間管理表への手書き）により労働時間を管理していたが、自己申告の時間外労働の実績は最大月 10 時間となっており、自己申告の記録とパソコンのログ記録や金庫の開閉記録とのかい離が認められたことから、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導。

◆企業が実施した解消策

○会社は、パソコンのログ記録や金庫の開閉記録などを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払いとなっていた割増賃金を支払った。

○賃金不払残業の解消のために次の取組みを実施した。

- ① 支店長会議において、経営陣から各支店長に対し、労働時間管理に関する不適切な現状およびコンプライアンスの重要性を説明し、労働時間管理の重要性について認識を共有した。
- ② 労働時間の適正管理を徹底するため、自己申告による労働時間管理を見直し、IC カードの客観的な記録による管理とした。
- ③ IC カードにより終業時刻の記録を行った後に業務に従事していないかを確認するため、本店による抜き打ち監査を定期的実施することとした。厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとしています。

地域最低賃金の改定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した令和元年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。

これにより千葉県は、令和元年年 10 月 1 日から **923円** に引き上げられます。

令和元年 10 月 1 日発効

(単位：円)

都道府県	元年度	30年度	引き上げ額
埼玉	926	898	28
千葉	923	895	28
東京	1013	985	28

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行